

議 第 1 号

鳥獣被害防止対策の更なる充実を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、広域にわたり移動するシカやイノシシ等の野生鳥獣による被害を防ぐため、捕獲や侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備等の対策について、市町村や道府県が連携し、地域ぐるみで取り組めるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金等による支援を実施しているが、農林業被害は依然として高止まりしている。

地球温暖化に伴う生息域の拡大等により被害の増加が懸念される中、昨年ハクマによる人身被害が多発するなどの深刻な事態も生じており、被害防止対策の更なる徹底が求められるが、狩猟者の高齢化や捕獲から処理・利活用に係る費用の負担等の課題により、従来の取組の維持が困難であるとの声もある。

鳥獣被害の防止に当たっては、一部の地域での取組の遅れが被害の拡大につながることから、里山における緩衝帯の更なる整備を進めるなど、被害防止対策の徹底とその継続に向けた財源の確保に加え、狩猟者の確保等、捕獲の強化に対する支援や、積極的な対策による捕獲鳥獣の増加を見据えた食肉への利活用の促進が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、鳥獣被害防止対策の更なる充実を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 野生鳥獣による農林業被害や人身被害等の拡大を防ぐため、地域ぐるみの一体的な対策が不足なく行えるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金等については十分な財源を確保すること。
- 2 野生鳥獣の捕獲に係る担い手を確保・育成するため、狩猟免許の取得・更新に向けた研修等や捕獲活動に関する支援を拡充すること。
- 3 捕獲鳥獣をジビエとして活用するため、食肉処理加工施設の整備・運営に対する支援や食肉利用の普及に向けた取組を拡充するとともに、埋設処分等に係る支援を強化すること。